

○周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱

令和4年3月23日農委要綱第2号

周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の権限に属する事務の委任規則（平成15年周南市規則第8号）第7条第1号セ、ソ及びタの規定により周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が行う違反転用（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条又は法第5条に定める農地又は農地等の転用の制限に違反する行為をいう。以下同じ。）の是正又は山口県知事への報告について迅速かつ適切な事務処理を図るため、法令、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の農地法関係事務に係る処理基準第15の規定、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法の運用について第2の7の規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領（以下「農地法に係る事務処理要領」という。）第4の7(1)及び(2)の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事務処理上の留意点)

第2条 違反転用に関する事務処理に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他違反転用に関係する法令（以下「他法令」という。）を所管する部署と調整を図り、適切な指導を行うこと。
- (2) 違反転用に関する事務処理は、迅速かつ適正に行い、公平かつ公正な処分又は命令に努め、法第51条第1項各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者等」という。）及びその関係者に対する安易な言動又は不用意な言動を慎むこと。
- (3) 発生した違反転用の事案については、その発生した初期の段階で迅速かつ適正な処置に努めること。

- (4) 次条第1項の現場調査の際は、身分証明書（周南市農業委員会規程（令和2年周南市農業委員会規程第1号）第10条に規定する身分を示す証明書をいう。）を携帯し、違反転用者等又はその関係者の求めに応じて提示し身分を明らかにすること。
- 2 前項の違反転用に係る土地が、第6条第4項の規定により許可処分を行うことができる場合には、次の各号に掲げる要領の規定に基づく非農地判断を併せて行うことができる。
- (1) 周南市農業委員会非農地判断に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）
 - (2) 周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）
 - (3) 周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領（令和3年10月1日施行）
- （現地調査・事情聴取）
- 第3条 違反転用を発見し、又はその通報を受けたときは、違反転用通報等受信簿（別記様式第1号）に記載し、速やかに現地に赴いて実施する調査（以下「現地調査」という。）を行うものとする。
- 2 現地調査は、違反転用地（違反転用された土地又は違反転用の疑いのある土地をいう。以下同じ。）の所在する地区を担当する委員会の委員（以下「委員」という。当該委員が代わりとして指名する委員を含む。）及び農地利用最適化推進委員（当該農地利用最適化推進委員が代わりとして指名する農地利用最適化推進委員を含む。）（以下これらを「地区担当委員等」という。）に、委員会の事務局の職員（以下「職員」という。）が同行して行うものとする。
- 3 前項の現地調査において、当該違反転用者等及びその関係者から事情を聴取し、違反転用現地調査票（別記様式第2号）及び違反転用事情聴取票（別記様式第3号）を作成するものとする。
- 4 前項の違反転用現地調査票には、次の資料を添付するものとする。ただし、第1号及び第4号は、第2項の現地調査の結果、違反転用であると認めた土地に限る。
- (1) 違反転用地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
 - (2) 違反転用地の位置図（A4判）
 - (3) 違反転用地の付近見取図（A4判）
 - (4) 違反転用地の公図の写し

(5) 現場写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める資料

5 地区担当委員等は、第2項の現地調査をしたときは、違反状況を委員会の事務局長（以下「事務局長」という。）に報告する。

6 委員会は、第2項の現地調査の結果、委員会が是正する違反転用（以下「所管する違反転用」という。）であると認めたときは、委員会の総会（以下「総会」という。）に必要な事項を報告し、第5条第1項に規定する是正方針を協議するものとする。ただし、次項及び第8項の規定による原状回復又は第6条第4項の規定による違反の是正を行う場合は、総会での報告及び協議を行わないものとする。

7 委員会は、第3項の事情聴取において、所管する違反転用に係る違反転用者等（以下「所管する違反転用者等」という。）から当該違反転用地を農地に復元する旨の申出があった場合には、当該所管する違反転用者等に原状回復誓約書（様式は任意）の提出を求めるものとする。この場合において、当該誓約書には当該所管する違反転用について、その経緯と反省を明らかにしたてん末書、始末書その他これらに類する書類を添えるものとする。

8 前項に定める所管する違反転用者等は、当該違反転用地を農地に復元し、誓約の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を原状回復報告書（第9条第2項に規定する工事停止（原状回復）等報告書を準用すること。）により委員会に報告するものとする。この場合において、当該報告書には原状回復した写真その他現地の状況が確認できる資料を添えるものとする。

（山口県知事への報告）

第4条 委員会は、前条第2項の現地調査の結果、所管する違反転用以外の違反転用であると認めたときは、速やかに違反転用事案報告書（別記様式第4号）を作成し、山口県知事に提出するとともに、その報告書の写しを保管するものとする。

（是正方針の決定）

第5条 委員会は、事案ごとに所管する違反転用の是正方針を決定するものとする。

2 委員会は、所管する違反転用が同時に他法令に抵触すると認めたときは、統一ある是正を図るため、他法令を所管する部署と協力・連携をして前項の是正方針を決定するものとする。

（是正指導）

第6条 委員会は、所管する違反転用者等に対して農地の違反転用通知書（別記様式第5号）又は口頭により違反事実の通知をし、是正指導を行うものとする。

2 委員会は、所管する違反転用者等に、当該所管する違反転用に係る具体的な是正計画書（別記様式第6号）の提出を求めるものとし、速やかに原状回復その他必要な措置（以下「是正措置」という。）を講じるよう指導するものとする。

3 所管する違反転用者等により是正措置が講じられたときは、所管する違反転用者等に、是正報告書（別記様式第7号）を提出させるものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、法第4条第1項又は法第5条第1項に規定する転用許可のための申請が提出されれば許可できる所管する違反転用であつて、当該所管する違反転用者等及びその関係者からの事情を聴取した結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、総会での決定を経て許可処分を行うことができるものとする。

(1) 所管する違反転用者等が、所管する違反転用をしたことについて、周囲の状況その他を総合的に勘案してやむを得ないと認められる場合

(2) 所管する違反転用者等が、当該所管する違反転用について、その経緯と反省を明らかにしたてん末書、始末書その他これらに類する書類を提出した場合

5 所管する違反転用者等が第1項に規定する是正指導（以下「是正指導」という。）に従わない場合又は周辺農地に支障が生じ、緊急にその対応が必要な場合は、総会において協議し、是正指導の内容を決定し、文書により指導するものとする。

6 委員会の会長（以下「会長」という。）は、所管する違反転用者等が再三にわたる是正指導に従わないとき又は是正措置を講じる見込みがないと判断したときは、総会の承認を経て、勧告書（別記様式第8号）により所管する違反転用者等に対して是正措置を勧告するものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、所管する違反転用に係る土地が、4ヘクタールを超える面積の農地を含む場合は、農地の転用が山口県知事の許可に属することからその経緯を山口県知事に報告する。

（弁明・聴聞）

第7条 所管する違反転用者等が前条第6項に規定する勧告に従わず、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認める場合で、その必要の限度において、法第4条若しくは法第5条の規定によってした

許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与する。

- 2 前項の規定による弁明の機会の付与に代えて行政手続法第13条第1項第1号に規定する聴聞を行うに当たっては、総会において聴聞会の主宰者及び職員を選出し、所管する違反転用者等に対する処分又は命令に係る聴聞を行うものとする。この場合において、総会は、必要に応じて聴聞会に出席を求める関係人を選出することができるものとする。

（所管する違反転用者等に対する処分又は命令）

第8条 所管する違反転用者等に対する前条第1項の規定による処分又は命令を行うに当たっては、当該所管する違反転用の内容及び前条第1項に規定する弁明又は前条第2項に規定する聴聞の内容について総会において審議するとともに、当該所管する違反転用に係る土地利用の状況、周辺農地への影響の有無及びその土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、法第51条第1項の規定に基づく処分又は命令の内容を決定するものとする。

- 2 前項の規定により、処分又は命令の内容を決定した場合には、その履行について一定の期限を定め、処分書（別記様式第9号）又は命令書（別記様式第10号）により、所管する違反転用者等に通知するものとする。

（是正に係る報告等）

第9条 職員は、前条第1項の規定により決定した処分又は命令（以下「決定した処分又は命令」という。）の履行の状況を随時調査し、決定した処分又は命令どおりには是正が行われているときは、その状況を記録する写真を添えて、事務局長に報告するとともに、必要に応じて総会に報告するものとする。

- 2 職員は、所管する違反転用者等が決定した処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を工事停止（原状回復）等報告書（別記様式第11号）により届け出るように指導するものとする。この場合において、当該工事停止（原状回復）等報告書には原状回復した写真その他現地の状況が確認できる資料を添えるものとする。
- 3 原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている所管する違反転用者等が、命

令書に記載された履行期限が近づいているのもかかわらず、当該命令に係る措置に着手していないと認められる場合は、職員は、命令書に記載のとおり、履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、当該違反転用事案に関する情報が公表されることがあることについて、改めて当該所管する違反転用者等に伝えるものとする。

- 4 所管する違反転用者等が決定した処分又は命令の履行を遅滞していると認めるときは、職員は、当該所管する違反転用者等に対して、その遅滞の理由及び決定した処分又は命令の履行の見込みを報告させるものとする。

(命令に従わなかったときの公表)

第10条 委員会は、第8条の規定により原状回復等の措置を講ずべき旨の命令を受けている所管する違反転用者等が、命令書に記載された履行期限までに正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、総会での決定を経て、法第51条第3項の規定により、当該違反転用事案に関する情報を公表するものとする。

- 2 前項の正当な理由とは、原状回復等の措置を講ずるため、その工事等に係る契約を事業者との間で行っているものの、事業者の都合（資材不足、人員不足等）で期限までに工事が間に合わなかった場合などである。

- 3 第1項の公表については、農地法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について（別記様式第12号）により、命令に従わなかった旨、命令に係る違反転用に関係する土地の所在等、命令に係る違反転用の内容、命令の内容等、命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を市ホームページに掲載することにより行う。

- 4 公表を行った場合は、その旨を当該所管する違反転用者等に連絡するほか、開発許可がなされた土地の場合にあっては、公表した旨を開発行為権者に連絡するものとする。

(告発・代執行)

第11条 会長は、所管する違反転用者等が決定した処分又は命令に従わず、必要があると認めるときは、総会の承認を経て、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき検察官又は司法警察員に対して告発をする。

- 2 会長は、決定した処分又は命令が履行されていない場合で、法第51条第4項各号のいずれかに該当すると認めるときは、総会の承認を経て、自らその原状回復等の

措置の全部又は一部を講ずることができる。

(処理過程の記録)

第12条 委員会は、違反転用事案の処理過程を明確にし、事後の適切な対応に資するため、事案ごとに違反転用事案処理簿（別記様式第13号）を作成し、これを保管するものとする。この処理簿は、事案ごとに関係書類をつづり、整理番号を付したものである。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月14日農委要綱第11号）

この要綱は、令和4年9月15日から施行する。

附 則（令和5年2月3日農委要綱第7号）

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

附 則（令和7年2月1日農委要綱第2号）

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日農委要綱第7号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日農委要綱第6号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

違反転用通報等受信簿

受信年月日	年 月 日 ()	整理番号	
受信者	職 氏名		
通報者	住所 氏名		
土地の所在	周南市		
土地所有者	住所 氏名		
無断転用者	住所 氏名		
工事請負人	住所 氏名		
事案の内容			

別記様式第2号（第3条関係）

違反転用現地調査票

実施年月日		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	整理番号	
地区担当委員等		委員氏名 農地利用最適化推進委員氏名		
同行した職員		職 氏名		
(調査項目)		(調 査 結 果)		
1	土地の所在	周南市		
2	土地所有者	住所 氏名		
3	無断転用者	住所 氏名		
4	工事請負人	住所 氏名		
5	建築物	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
6	目的 (用途)			
7	周辺の状況			
8	他の法令等違反	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		
9	土地 利用 計画	農 振 法	<input type="checkbox"/> 農振地域(白地) <input type="checkbox"/> 農用地区域(青字) <input type="checkbox"/> 農振地域外	
		都市計画法	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 都計区域外(無指定)	
		そ の 他		
10	農地区区分	<input type="checkbox"/> 農用地区域内 <input type="checkbox"/> 甲種 <input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種		
11	その他			

別記様式第3号（第3条関係）

違反転用事情聴取票

実施年月日		年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	整理番号	
地区担当委員等		委員氏名 農地利用最適化推進委員氏名		
同行した職員		職 氏名		
聴取した者		住所 氏名		
(聴取項目)		(聴取した者の発言内容)		
1	土地の所在	周南市		
2	土地所有者	住所 氏名		
3	土地・建物 使用者	住所 氏名		
4	土地所有者と 使用者が異なる 場合の理由			
5	手 続 関 係	農 振 法		
		建築基準法		
6	手続代理人	住所 氏名		
7	経 緯			
8	違反行為を 行った理由			
9	そ の 他			

違反転用事案報告書

周農委第 号
年 月 日

（宛先）山口県知事

周南市農業委員会会長 印

下記のとおり違反転用が発生したので、その状況を報告します。

記

調査年月日	年 月 日				
発生年月日	年 月 日				
違反転用の内容					
	農地法第51条第1項第 号該当				
違反転用に係る土地の所在等	土地の所在	地番	登記簿地目 (現況地目)	面積	所有者
違反転用に係る関係者の氏名、住所及び職業	区 分	氏名又は名称	住所又は所在		職業又は業種
	本人				
	一般承継者				
	転得者				
	工事請負人				
	工事下請人				
転用許可の内容	許可年月日及び番号	年 月 日 指令 団体指導第 号の の			
	目的又は用途				
	許可に付した条件				
許可を受けた転用事業者の氏名、住所及び職業	氏名又は名称	住所又は所在地		職業又は業種	
違反転用に至るまでの経過					

付近の農林水産業又は生活環境への被害の状況		
違反転用に関して他の法令等により許認可等を要する場合はその手続等の状況		
土地利用計画との関係		
当該土地に係る特定土地改良事業等の実施状況	事業の名称	
	事業施行者	
	施行時期	
	施行面積	(うち違反転用に係る面積)
関係者からの事情聴取の内容		
農業委員会のとった措置		
農業委員会の意見		
その他参考となるべき事項		

添付書類


- 1 位置図
- 2 付近見取図
- 3 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

注 「土地利用計画との関係」欄は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域又は農用地区域、都市計画法に基づく市街化区域又は市街化調整区域、工場立地法に基づく調査対象団地その他の土地利用計画との関連及び影響の有無について記載すること。

周農委第 号
年 月 日

違反転用者等住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 

農地の違反転用通知書

あなたは、下記のとおり、農地法第4条第1項（第5条第1項）の規定に違反しているので、是正するために必要な措置をしてください。

記

1 違反行為に係る土地の所在

周南市

2 違反内容

所在地

理由

3 指導処置

原状回復その他違反を是正するため必要な処置（転用許可のための申請が提出されれば許可できる違反転用の場合は、転用許可のための申請）

なお、是正計画を、 年 月 日までに提出してください。

また、是正するために必要な措置をとった場合は、遅滞なく是正報告書により農業委員会に届け出てください。

周南市農業委員会事務局
所在地 周南市岐山通1-1
電話番号 0834-22-8574

是 正 計 画 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

所有者
住所
氏名

無断転用者
住所
氏名

工事請負人
住所
氏名

周南市農業委員会から農地の違反転用に該当する旨を指摘され、現在、（ ）
に使用している、（当該土地所在）、（地目）、（面積）㎡の農地については、下記
のとおり是正します。

記

1 違反を是正する計画
当該農地については、

2 是正完了期限

年 月 日

是 正 報 告 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

所有者
住所
氏名

無断転用者
住所
氏名

工事請負人
住所
氏名

下記のとおり違反を是正しましたので、現地を確認していただきますようお願い
します。

記

工事その他の行為を停止（又は原状回復その他違反を是正）した日及びその内容	停止又は是正の日： 年 月 日				
	停止又は是正の内容：				
違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)
			登記簿	現況	

周農委第 号
年 月 日

違反転用者等住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

勸 告 書

あなたは、次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第51条第1項第 号に該当しているので、 年 月 日までに工事その他の行為を停止してください（又は原状回復その他違反を是正するために必要な措置をしてください。）。

上記期日までにこれに応じない場合には、同項の規定による処分（命令）を行う方針です。

違反行為に係る 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
			登記簿	現況		
法第51条第1項 に該当する内容 及びその理由						

（記載要領）

この様式に必要な修正を加えることができる。

周農委第 号
年 月 日

違反転用者等住所

氏名 様

周南市農業委員会会長 印

処 分 書

農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項の規定により次のとおり処分します。

処分の内容	
処分を行う理由	

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、周南市農業委員会に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記1にかかわらず、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）

を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

- 3 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、周南市を被告として（訴訟において周南市を代表する者は周南市農業委員会会長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（記載要領）

この様式に必要な修正を加えることができる。

周農委第 号
年 月 日

違反転用者等住所
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

命 令 書

農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項の規定により次のとおり措置をすることを命じます。

停止すべき行為 又は講ずべき原 状回復等の措置 の内容	
原状回復等の措 置の履行期限	年 月 日
命令を行う理由	

（留意事項）

- 1 原状回復等の措置の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を工事停止（原状回復）等報告書により周南市農業委員会に届け出てください。
- 2 原状回復等の措置の履行期限までに完了することができなかつたときは、その理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書（報告書の様式は任意）を周南市農業委員会に提出してください。
- 3 原状回復等の措置の履行期限までに正当な理由がなくこの命令に従わなかつたときは、農地法第51条第3項の規定により「命令に従わなかつた旨」、「命令に係る違反転用に係る土地の所在等」、「命令に係る違反転用の内容」、「命令の内容等」、「命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」について公表することがあります。
- 4 履行期限までに原状回復等の措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないときは、農地法第51条第4項の規定により原状回復等の措置の全部又は一部を周南市農業委員会において行うことがあります。
- 5 周南市農業委員会において原状回復等の措置の全部又は一部を行った場合には、

その費用を貴殿から徴収することがあります。

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、周南市農業委員会に審査請求書（同法第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記1にかかわらず、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。
なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
- 3 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、周南市を被告として（訴訟において周南市を代表する者は周南市農業委員会会長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 4 上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 行為の停止を命ずる場合には、直ちに行為を停止するよう命ずることとなるため、「原状回復等の措置の履行期限」欄には記載する必要はない。
- 2 「(留意事項)」は、原状回復等の措置を講ずる旨の命令を行う場合に記載する。
- 3 この様式に必要な修正を加えることができる。

工事停止（原状回復）等報告書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

所有者
住所
氏名

無断転用者
住所
氏名

工事請負人
住所
氏名

下記のとおり工事その他の行為を停止（又は原状回復その他違反を是正）しましたので、現地を確認していただきますようお願いします。

記

工事その他の行為を停止（又は原状回復その他違反を是正）した日及びその内容	停止又は是正の日： 年 月 日				
	停止又は是正の内容：				
違反行為に係る土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (m ²)
			登記簿	現況	

別記様式第12号（第10条関係）

農地法第51条第3項に基づく違反転用事案に関する情報の公表について

年 月 日

周南市農業委員会

農地法（昭和27年法律第229号）第51条第1項により原状回復等の措置を講ずるよう命令を行った違反転用事案について、履行期限までに正当な理由がなく、当該命令に従わなかったため、同条第3項の規定によりその旨及び当該命令に係る土地の地番等について公表します。

命令に係る違反転用に関する土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)
			登記簿	現況	
命令に係る違反転用の内容					
命令の内容等	命令を行った日	年 月 日			
	履行期限	年 月 日			
	命令を行った原状回復等の措置の内容				
命令を受けた者の氏名					

（記載要領）

命令を受けた者が法人である場合には、「命令を受けた者の氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を記載すること。

別記様式第13号（第12条関係）

違反転用事案処理簿

受信年月日	年 月 日 ()	整理番号	
土地の所在	周南市		
土地所有者	住所 氏名		
転用者	住所 氏名		
工事請負人	住所 氏名		
(事務処理年月日)	(事務処理の概要)		
1	年 月 日		
2	年 月 日		
3	年 月 日		
4	年 月 日		
5	年 月 日		
6	年 月 日		
7	年 月 日		
8	年 月 日		

(事務処理の概要の記載要領)

事務処理の概要は、事務処理の期日ごとに事務処理の内容、経過及び結果を記載すること。